

平成27年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市駐車場事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)						
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 使用料及び手数料		100,275,000	99,025,382	99,025,382	0	0	△1,249,618	
	1 使用料	100,275,000	99,025,382	99,025,382	0	0	△1,249,618	
2 繰入金		213,314,000	211,009,074	211,009,074	0	0	△2,304,926	
	1 一般会計繰入金	213,314,000	211,009,074	211,009,074	0	0	△2,304,926	
3 諸収入		311,000	321,852	321,852	0	0	10,852	
	1 雑収入	311,000	320,975	320,975	0	0	9,975	
	2 預金利子	0	877	877	0	0	877	
歳入	合計	313,900,000	310,356,308	310,356,308	0	0	△3,543,692	

(単位 円)

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	駐車場事業費		103,000,000	99,532,682	0	3,467,318	3,467,318
		1	駐車場費	103,000,000	99,532,682	0	3,467,318
2	公債費		210,900,000	210,823,626	0	76,374	76,374
		1	公債費	210,900,000	210,823,626	0	76,374
歳出	合計		313,900,000	310,356,308	0	3,543,692	3,543,692

歳入歳出差引残額

0円

平成27年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)						
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 保険料		6,180,950,000	6,362,166,500	6,154,776,700	53,150,500	154,239,300	△26,173,300	
	1 介護保険料	6,180,950,000	6,362,166,500	6,154,776,700	53,150,500	154,239,300	△26,173,300	
2 国庫支出金		5,722,194,000	5,643,214,027	5,643,214,027	0	0	△78,979,973	
	1 国庫負担金	4,717,701,000	4,650,211,167	4,650,211,167	0	0	△67,489,833	
	2 国庫補助金	1,004,493,000	993,002,860	993,002,860	0	0	△11,490,140	
3 支払基金交付金		7,249,030,000	7,197,967,878	7,197,967,878	0	0	△51,062,122	
	1 支払基金交付金	7,249,030,000	7,197,967,878	7,197,967,878	0	0	△51,062,122	
4 県支出金		3,752,231,000	3,720,987,430	3,720,987,430	0	0	△31,243,570	
	1 県負担金	3,662,233,000	3,640,551,000	3,640,551,000	0	0	△21,682,000	
	2 県補助金	89,998,000	80,436,430	80,436,430	0	0	△9,561,570	
5 財産収入		7,832,000	1,130,658	1,130,658	0	0	△6,701,342	
	1 財産運用収入	7,832,000	1,130,658	1,130,658	0	0	△6,701,342	
6 繰入金		4,058,683,000	3,947,532,134	3,947,532,134	0	0	△111,150,866	
	1 一般会計繰入金	4,008,683,000	3,947,532,134	3,947,532,134	0	0	△61,150,866	
	2 基金繰入金	50,000,000	0	0	0	0	△50,000,000	
7 繰越金		33,180,000	33,976,131	33,976,131	0	0	796,131	
	1 繰越金	33,180,000	33,976,131	33,976,131	0	0	796,131	
8 諸収入		6,530,000	41,645,572	12,130,312	0	29,515,260	5,600,312	
	1 雑収入	6,530,000	41,645,572	12,130,312	0	29,515,260	5,600,312	

(単位 円)

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比	較
1 総務費			676,030,000	639,839,737	0	36,190,263		36,190,263
	1	総務管理費	355,901,000	325,428,955	0	30,472,045		30,472,045
	2	賦課徴収費	23,011,000	21,702,720	0	1,308,280		1,308,280
2 保険給付費		3 介護認定審査会費	297,118,000	292,708,062	0	4,409,938		4,409,938
			25,784,420,000	25,635,185,454	0	149,234,546		149,234,546
	1	介護サービス等諸費	25,784,420,000	25,635,185,454	0	149,234,546		149,234,546
3 地域支援事業費			450,008,000	378,484,300	0	71,523,700		71,523,700
	1	介護予防事業費	105,986,000	75,361,896	0	30,624,104		30,624,104
4 基金積立金		2 包括的支援事業・任意事業費	344,022,000	303,122,404	0	40,899,596		40,899,596
	1	基金積立金	61,642,000	1,130,658	0	60,511,342		60,511,342
5 諸支出金			61,642,000	1,130,658	0	60,511,342		60,511,342
	1	償還金及び還付加算金	38,530,000	38,523,478	0	6,522		6,522
歳出	合計		27,010,630,000	26,693,163,627	0	317,466,373		317,466,373

歳入歳出差引残額
うち基金繰入額
18,551,643 円
3,000,000 円

平成27年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市母子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位 円)

歳入	款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 繰入金	金		1,661,000	1,463,970	1,463,970	0	0	△197,030
		1 一般会計繰入金	1,661,000	1,463,970	1,463,970	0	0	△197,030
2 繰越金	金		5,306,000	22,319,764	22,319,764	0	0	17,013,764
		1 繰越金	5,306,000	22,319,764	22,319,764	0	0	17,013,764
3 諸収入	入		28,033,000	98,437,715	30,344,897	0	68,092,818	2,311,897
		1 貸付金元利収入	27,833,000	98,074,708	29,981,890	0	68,092,818	2,148,890
		2 雑収入	200,000	363,007	363,007	0	0	163,007
歳入	合計		35,000,000	122,221,449	54,128,631	0	68,092,818	19,128,631

(単位 円)

歳出款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		35,000,000	23,326,379	0	11,673,621	11,673,621
	1 総務管理費	1,970,000	1,951,099	0	18,901	18,901
	2 貸付金	33,030,000	21,375,280	0	11,654,720	11,654,720
歳出	合計	35,000,000	23,326,379	0	11,673,621	11,673,621

歳入歳出差引残額 30,802,252 円

平成27年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市針テラス事業特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)						
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 使用料及び手数料		73,500,000	73,500,000	73,500,000	0	0	0	
	1 使用料	73,500,000	73,500,000	73,500,000	0	0	0	
2 繰入金		17,600,000	15,432,344	15,432,344	0	0	△2,167,656	
	1 一般会計繰入金	17,600,000	15,432,344	15,432,344	0	0	△2,167,656	
3 諸収入		0	2,091,026	2,091,026	0	0	2,091,026	
	1 雑入	0	2,091,026	2,091,026	0	0	2,091,026	
歳入	合計	91,100,000	91,023,370	91,023,370	0	0	△76,630	

(単位 円)

歳出	款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	公債費		91,100,000	91,023,370	0	76,630	76,630
		1 公債費	91,100,000	91,023,370	0	76,630	76,630
歳出	合計		91,100,000	91,023,370	0	76,630	76,630

歳入歳出差引残額

0 円

平成27年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度奈良市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入		(単位 円)						
款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	
1 後期高齢者医療保険料		4,233,114,000	4,185,026,342	4,126,762,172	4,296,100	53,968,070	△106,351,828	
	1 後期高齢者医療保険料	4,233,114,000	4,185,026,342	4,126,762,172	4,296,100	53,968,070	△106,351,828	
2 使用料及び手数料		3,000	0	0	0	0	△3,000	
	1 手数料	3,000	0	0	0	0	△3,000	
3 繰入金		870,730,000	866,424,023	866,424,023	0	0	△4,305,977	
	1 一般会計繰入金	870,730,000	866,424,023	866,424,023	0	0	△4,305,977	
4 繰越金		25,000,000	22,914,924	22,914,924	0	0	△2,085,076	
	1 繰越金	25,000,000	22,914,924	22,914,924	0	0	△2,085,076	
5 諸収入		171,368,000	143,216,867	143,216,867	0	0	△28,151,133	
	1 延滞金・加算金及び過料	300,000	0	0	0	0	△300,000	
	2 償還金及び還付加算金	15,000,000	5,689,700	5,689,700	0	0	△9,310,300	
	3 雑収入	156,068,000	137,527,167	137,527,167	0	0	△18,540,833	
歳入	合計	5,300,215,000	5,217,582,156	5,159,317,986	4,296,100	53,968,070	△140,897,014	

(単位 円)

歳出款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との 比
1 総務費		85,466,000	71,490,967	0	13,975,033	13,975,033
	1 総務管理費	74,088,000	61,486,931	0	12,601,069	12,601,069
	2 徴収費	11,378,000	10,004,036	0	1,373,964	1,373,964
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		5,058,682,000	4,931,493,808	0	127,188,192	127,188,192
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	5,058,682,000	4,931,493,808	0	127,188,192	127,188,192
3 保健事業費		156,067,000	137,582,611	0	18,484,389	18,484,389
	1 健康保持増進事業費	156,067,000	137,582,611	0	18,484,389	18,484,389
歳出	合計	5,300,215,000	5,140,567,386	0	159,647,614	159,647,614

歳入歳出差引残額 18,750,600円

平成27年度 奈良市病院事業会計決算の認定について

平成27年度 奈良市病院事業会計決算
（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1 平成27年度 奈良市 病院事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			合 計	決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額 に 係 る 財 源 充 当 額				
第1款 病院事業収益	円	円	円	円	円	円	
第1項 医業収益	680,580,000	0	0	680,580,000	598,190,596	△ 82,389,404	(うち、仮受消費税及び 地方消費税 0円)
第2項 医業外収益	41,103,000	0	0	41,103,000	41,103,000	0	
第3項 看護師養成事業収益	537,677,000	0	0	537,677,000	465,953,665	△ 71,723,335	(163,998円)
第4項 特別利益	101,800,000	0	0	101,800,000	89,685,238	△ 12,114,762	(0円)
	0	0	0	0	1,448,693	1,448,693	(0円)

支 出

区 分	予 算 額						合 計	決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に よ る 支 出 額	小 計					
第1款 病院事業費用	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 医業費用	843,700,000	34,841,000	0	0	0	878,541,000	831,803,211	0	46,737,789		
第2項 医業外費用	725,401,000	5,153,000	0	△ 67,000	0	730,487,000	698,035,474	0	32,451,526	(うち、仮払消費税及び 地方消費税 365,445円)	
第3項 看護師養成費	14,999,000	0	0	67,000	0	15,066,000	15,065,050	0	950	(0円)	
第4項 特別損失	101,800,000	0	0	0	0	101,800,000	89,685,238	0	12,114,762	(0円)	
第5項 予備費	0	29,688,000	0	0	0	29,688,000	29,017,449	0	670,551	(0円)	
	1,500,000	0	0	0	0	1,500,000	0	0	1,500,000	(0円)	

(2) 資本的収入及び支出

収入

区分	予			算			額	合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	修正予算額	小計	地方公営企業法第26条の規定に係る繰越額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合計					
第1款 資本的収入	円 46,300,000	円 0	円 46,300,000	円 0	円 0	円 46,300,000	円 0	円 46,300,000	円 46,295,680	円 △4,320	
第1項 補助金	円 1,733,000	円 0	円 1,733,000	円 0	円 0	円 1,733,000	円 0	円 1,733,000	円 1,732,752	円 △248	(うち、仮受消費税及び地方消費税0円)
第2項 負担金	円 44,567,000	円 0	円 44,567,000	円 0	円 0	円 44,567,000	円 0	円 44,567,000	円 44,562,928	円 △4,072	(うち、仮受消費税及び地方消費税0円)

支出

区分	予			算			額	決算額	翌年度繰越額			備考
	当初予算額	修正予算額	流用増減額	小計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額			地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合計	不用額	
第1款 資本的支出	円 46,300,000	円 0	円 0	円 46,300,000	円 0	円 0	円 46,300,000	円 46,295,680	円 0	円 0	円 4,320	
第1項 建設改良費	円 1,733,000	円 0	円 0	円 1,733,000	円 0	円 0	円 1,733,000	円 1,732,752	円 0	円 0	円 248	(うち、仮払消費税及び地方消費税0円)
第2項 企業債償還金	円 44,567,000	円 0	円 0	円 44,567,000	円 0	円 0	円 44,567,000	円 44,562,928	円 0	円 0	円 4,072	(うち、仮払消費税及び地方消費税0円)

平成27年度奈良市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度奈良市下水道事業会計決算に関し、別紙監査委員意見書を付け議会の認定に付する。

平成27年度奈良市都祁水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度奈良市都祁水道事業会計決算に関し、別紙監査委員意見書を付け議会の認定に付する。

平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度奈良市月ヶ瀬簡易水道事業会計決算に関し、別紙監査委員意見書を付け議会の認定に付する。

平成28年9月2日提出

平成27年度奈良市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度奈良市下水道事業会計決算に関し、別紙監査委員意見書を付け議会の認定に付する。

平成28年9月2日提出

1 平成27年度 奈良市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

収入

区分	予 算 額					決算額	予算に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	修正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出額 に係る財源充当額	合 計	計			
第1款 水道事業収益	8,960,000,000	24,693,000	0	8,984,693,000	9,001,366,472	16,673,472	(うち、仮受消費税及び地方消費税 570,777,570円)	
第1項 営業収益	7,693,611,000	0	0	7,693,611,000	7,722,318,345	28,707,345	"	
第2項 営業外収益	1,266,369,000	24,693,000	0	1,291,062,000	1,278,865,614	△ 12,196,386	(" 1,478,942円)	
第3項 特別利益	20,000	0	0	20,000	182,513	162,513	(" 13,517円)	

支出

区分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第26条第2 項の規定による 繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	修正予算額	予備費 支出額	流用増減額	地方公営 企業法第24条第3項 の規定による支出額	小 計	地方公営 企業法第26条第2項 の規定による繰越額				
第1款 水道事業費用	8,197,000,000	△112,802,000	0	0	8,084,198,000	0	8,084,198,000	7,438,883,787	0	645,314,213	(うち、仮払消費税及び地方消費税 196,371,571円)
第1項 営業費用	7,456,564,000	△112,802,000	0	0	7,343,762,000	0	7,343,762,000	6,805,031,884	0	538,730,116	"
第2項 営業外費用	726,113,000	0	0	△621,000	725,492,000	0	725,492,000	628,915,506	0	96,576,494	"
第3項 特別損失	4,323,000	0	0	621,000	4,944,000	0	4,944,000	4,936,397	0	7,603	(" 343,194円)
第4項 予備費	10,000,000	0	0	0	10,000,000	0	10,000,000	0	0	10,000,000	"

1 平成27年度 奈良市都祁水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

収入

区分	予 算 額				決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に充てる財源			
第1款 水道事業収益	447,730,000	0	0	0	447,730,000	18,405,618	(うち、仮受消費税及び地方消費税 10,371,359円)
第1項 営業収益	139,397,000	0	0	0	139,397,000	915,982	("
第2項 営業外収益	308,324,000	0	0	0	308,324,000	19,326,624	(" 3,283円)
第3項 特別利益	9,000	0	0	0	9,000	5,024	(" 1,038円)

支出

区分	予 算 額						決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計				
第1款 水道事業費用	491,910,000	△ 1,405,000	0	0	0	490,505,000	0	469,655,986	20,849,014	(うち、仮払消費税及び地方消費税 6,749,525円)
第1項 営業費用	419,219,000	△ 1,405,000	0	0	0	417,814,000	0	405,542,822	12,271,178	("
第2項 営業外費用	72,487,000	0	0	△ 192,000	0	72,295,000	0	63,718,149	8,576,851	("
第3項 特別損失	204,000	0	0	192,000	0	396,000	0	395,015	985	(" 26,552円)

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

収 入

区 分	子			算 額			決 算 額	予算に比 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る額に充てる財源充当額	繰越費、通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 企業債	105,970,000	0	105,970,000	7,900,000	0	113,870,000	115,446,099	1,576,099	
第2項 負担金	9,300,000	0	9,300,000	7,900,000	0	17,200,000	16,100,000	△ 1,100,000	(うち、仮受消費税及び地方消費税 86,480円)
第3項 分担金	95,644,000	0	95,644,000	0	0	95,644,000	95,647,099	3,099	
	1,026,000	0	1,026,000	0	0	1,026,000	3,699,000	2,673,000	(" 274,000円)

支 出

区 分	予			算 額			翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越費、通次繰越額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 施設費	229,490,000	0	0	229,490,000	8,693,000	238,183,000	216,042,630	0	22,140,370	(うち、仮払消費税及び地方消費税 1,285,423円)
第2項 固定資産取得費	11,583,000	0	△ 792,000	10,791,000	8,693,000	19,484,000	17,353,211	0	2,130,789	
第3項 企業債償還金	45,000	0	0	45,000	0	45,000	35,830	0	9,170	
第4項 長期借入金償還金	197,862,000	0	0	198,654,000	0	198,654,000	198,653,589	0	411	
	20,000,000	0	0	20,000,000	0	20,000,000	0	0	20,000,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額100,596,531円は、過年度分損益勘定留保資金173,906円及び当年度分損益勘定留保資金100,422,625円で補填した。

1 平成27年度 奈良市月ヶ瀬簡易水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

収入

区分	予算				算額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に充てる財源	地方公営企業法第24条第3項の規定に係る支出額	合計	合計			
第1款 簡易水道事業収益	円 166,370,000	円 0	円 0	円 0	円 166,370,000	円 166,370,000	円 160,564,413 △ 5,805,587		
第1項 営業収益	25,165,000	0	0	0	25,165,000	25,165,000	2,242,456	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,030,178円)	
第2項 営業外収益	141,198,000	0	0	0	141,198,000	141,198,000	133,156,957 △ 8,041,043	("	1,470円)
第3項 特別利益	7,000	0	0	0	7,000	7,000	△ 7,000		

支出

区分	予算						算額		決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計					
第1款 簡易水道事業費用	円 172,700,000	円 210,000	円 0	円 0	円 0	円 172,910,000	円 0	円 172,910,000	円 167,884,703	円 0	円 5,025,297		
第1項 営業費用	164,013,000	210,000	0	0	0	164,223,000	0	164,223,000	161,068,249	0	3,154,751	(うち、仮払消費税及び地方消費税 2,125,336円)	
第2項 営業外費用	8,633,000	0	0	△ 10,000	0	8,623,000	0	8,623,000	6,756,884	0	1,866,116		
第3項 特別損失	54,000	0	0	10,000	0	64,000	0	64,000	59,570	0	4,430	("	3,618円)

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

収入

区分	予 算				額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に原る財源充当額				
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 企業債	22,480,000	0	22,480,000	0	22,480,000	21,555,297	△ 924,703	
第2項 企業負担金	2,200,000	0	2,200,000	0	2,200,000	2,200,000	0	
第3項 分担金	20,075,000	0	20,075,000	0	20,075,000	19,355,297	△ 719,703	
	205,000	0	205,000	0	205,000	0	△ 205,000	

支出

区分	予 算				額	決 算 額	翌年度繰越額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額			小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額		
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 配水施設改良費	22,530,000	0	0	0	22,530,000	21,699,978	0	0	830,022	(うち、仮払消費税及び地方消費税 321,600円)
第2項 固定資産取得費	5,157,000	0	0	0	5,157,000	4,341,600	0	0	815,400	
第3項 企業債償還金	14,000	0	0	0	14,000	0	0	0	14,000	
	17,359,000	0	0	0	17,359,000	17,358,378	0	0	622	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額144,681円は、過年度分損益勘定留保資金144,681円で補填した。

1 平成27年度 奈良市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入予算及び収益的支出予算

収入

区分	予 算			額			予 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 係 る 支 出 額	合 計			
第1款 下水道事業収益	7,666,000,000	△ 24,011,000	0	7,641,989,000	0	7,641,989,000	7,644,775,509	2,786,509	(うち、仮受消費税及び地方消費税 335,229,399円)
第1項 営業収益	4,710,315,000	0	0	4,710,315,000	0	4,710,315,000	4,737,011,135	26,696,135	"
第2項 営業外収益	2,955,639,000	△ 24,011,000	0	2,931,628,000	0	2,931,628,000	2,907,436,806	△ 24,191,194	"
第3項 特別利益	46,000	0	0	46,000	0	46,000	327,568	281,568	"

支出

区分	予 算			額			決 算 額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	子 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 係 る 支 出 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 2 項 の 規 定 に 係 る 繰 越 額			
第1款 下水道事業費用	8,495,000,000	△ 5,381,000	0	0	0	8,489,619,000	8,390,737,027	98,881,973	(うち、仮私消費税及び地方消費税 217,987,937円)
第1項 営業費用	7,470,666,000	△ 5,381,000	0	△ 3,868,000	0	7,461,417,000	7,369,674,137	91,742,863	"
第2項 営業外費用	992,510,000	0	0	2,430,000	0	994,940,000	992,802,695	2,137,305	"
第3項 特別損失	26,824,000	0	0	1,438,000	0	28,262,000	28,260,195	1,805	"
第4項 子備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	5,000,000	"

(2) 資本的収入予算及び資本的支出予算

収入

区分	予算額			算額		予算額	繰越額	繰越額に 比 決 算 額 の 増 減	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に 係る財源充当額	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額に 係る財源充当額				
第1款 資本的収入	円 3,537,000,000	円 0	円 3,537,000,000	円 163,125,000	円 0	円 3,700,125,000	円 3,291,656,042	円 △ 408,468,958	
第1項 企業債	1,767,100,000	0	1,767,100,000	116,243,000	0	1,883,343,000	1,614,400,000	△ 268,943,000	
第2項 他会計補助金	1,437,409,000	0	1,437,409,000	0	0	1,437,409,000	1,437,409,000	0	翌年度繰越額 に係る財源充当額
第3項 国庫補助金 及び交付金	217,560,000	0	217,560,000	46,882,000	0	264,442,000	141,178,202	△ 123,263,798	40,549,680円
第4項 県補助金	40,425,000	0	40,425,000	0	0	40,425,000	40,425,000	0	
第5項 負担金等	74,506,000	0	74,506,000	0	0	74,506,000	58,243,840	△ 16,262,160	

支出

区分	予算額			算額		予算額	繰越額	繰越額に 比 不 用 額	備考
	当初予算額	補正予算額	小計	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額	地方公営企業法第26条の 規定による繰越額				
第1款 資本的支出	円 4,415,000,000	円 △ 13,839,000	円 4,401,161,000	円 163,125,000	円 4,564,186,000	円 4,144,043,890	円 267,639,000	円 152,503,110	
第1項 建設改良費	993,435,000	△ 13,839,000	979,596,000	163,125,000	0	722,786,026	0	152,045,974	(うち、仮払消費税及び地方消費税 43,639,804円)
第2項 固定資産取得費	2,615,000	0	2,615,000	0	2,765,000	2,763,264	0	1,736	"
第3項 企業債償還金	3,418,950,000	0	3,418,950,000	0	0	3,418,494,600	0	455,400	

資本的収入額(翌年度へ繰り越される支出の財源に充当する額40,549,680円を除く。)が資本的支出額に不足する額892,937,528円は、繰越工事資金5,140,331円、過年度分損益勘定留保資金247,522,366円、当年度分損益勘定留保資金640,274,831円で補填した。

(平成28年9月28日揭示済)

奈良市告示第640号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年9月28日

奈良市長 仲川元庸

- 許可の年月日及び番号
平成27年2月26日 奈良市指令都整開 第14A-26号
平成28年8月23日 奈良市指令都整開 第14A-26-1号
- 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年9月28日 第1540号
公共施設 平成28年9月28日 第732号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市登美ヶ丘四丁目779番38、779番39並びに中山町西一丁目823番2、823番6、823番7及び823番8
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市登美ヶ丘四丁目8番1号
株式会社ヘルシーバンク 代表取締役 岡田 純一
- 公共施設の種類、位置及び区域
 - 道路
奈良市登美ヶ丘四丁目779番38の一部及び779番39の一部並びに中山町西一丁目823番2の一部
 - 調整池
奈良市中山町西一丁目823番2の一部及び823番6の一部

(平成28年9月28日揭示済)

奈良市告示第641号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成28年9月29日

奈良市長 仲川元庸

- 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成28年9月29日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成28年3月1日、同月3日、同月4日、同月7日、同月10日、同月11日、同月13日、同月15日、同月17日、

同月24日及び同月25日

(平成28年9月29日揭示済)

奈良市告示第642号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したため、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成28年9月29日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成28年9月27日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成28年9月29日揭示済)

奈良市告示第643号

奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱の一部を改正する告示
奈良市認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱（平成22年奈良市告示第461号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金交付要綱

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 小規模福祉施設等におけるスプリンクラー等を整備する事業に要する経費について、予算の範囲内において奈良市既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、社会福祉法人の助成申請手続きに関する条例（昭和47年奈良市条例第23号）及び奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律

第133号) 第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。)

イ 介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第28項に定める介護老人保健施設をいう。)

ウ 養護老人ホーム(老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。)

エ 軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)

オ 老人短期入所施設(法第8条第9項に規定する短期入所生活介護及び法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護を行う事業所をいう。)

カ 認知症高齢者グループホーム(法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護及び法第8条の2第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所をいう。)

キ 小規模多機能型居宅介護事業所(法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護及び法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)

ク 看護小規模多機能型居宅介護事業所(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所をいう。)

ケ 有料老人ホーム(老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、同項の規定による届出を行ったものをいう。)

コ 指定通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する旨の届出を行っている指定通所介護事業所(「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成27年4月30日付老振発第0430第1号)に基づき、指定通所介護事業所において夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の届出を行ったものをいう。)

(2) スプリンクラー等 スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備をいう。

第2条各号列記以外の部分中「グループホーム等」を「小規模福祉施設等」に改め、同条第1号を削り、同条第2号中「グループホーム等」を「小規模福祉施設等」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、同条第4号中「グループホーム等」を「小規模福祉施設等」に改め、「(昭和38年法律第133号)」を削り、同号を同条第3号とする。

第3条を次のように改める。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業(以下「補助対象事業」という。)は、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付

金実施要綱(平成18年5月29日付老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)に規定する平成27年4月1日において現に存する小規模福祉施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業で、小規模福祉施設等へのスプリンクラー等を整備するもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)等関係法令に適合した防火設備を整備する事業に限る。)とする。第5条第1号を次のように改める。

(1) スプリンクラー設備 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 消火ポンプユニット等を設置しない場合 延べ床面積1平方メートル当たり9,260円に小規模福祉施設等の床面積を乗じて得た額

イ 消火ポンプユニット等を設置する場合 延べ床面積1平方メートル当たり9,260円に小規模福祉施設等の床面積を乗じて得た額に2,320,000円を加えた額

第5条第2号中「1,000,000円」を「1,030,000円」に改め、同条第3号中「300,000円」を「310,000円」に改める。別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

整備する設備	防火対象物の床面積の面積要件
スプリンクラー	1,000平方メートル未満
自動火災報知設備	300平方メートル未満
消防機関へ通報する火災報知設備	500平方メートル未満

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第6条関係)

申請額算出内訳書

総事業費 (円)	算定基準による算定額						寄附金その他の収入額 (円)	対象経費の実支出予定額 (円)	補助金の額(円)
	面積(m ²)	スプリンクラー設備 (1m ² あたり) (円)	自動火災報知設備(円)	消防機関へ通報する火災報知設備(円)	消火ポンプユニット等(円)	算定額合計 (円) G = B × C + D + E + F			
A	B	C	D	E	F		H	I = A - H	J

- (注) 1 A欄には、スプリンクラー等整備費の額を記入すること。
 2 B欄の、延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。
 3 J欄には、A欄、G欄、I欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

別記第3号様式及び第4号様式中「認知症高齢者グループホーム等スプリンクラー等整備事業費補助金」を「既存小規模福祉施設等スプリンクラー等整備費補助金」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式(第8条関係)

精算額算出内訳書

総事業費(円)	算定基準による算定額						寄附金その他の収入額(円)
	面積(m ²)	スプリンクラー設備 (1m ² あたり) (円)	自動火災報知設備(円)	消防機関へ通報する火災報知設備(円)	消火ポンプユニット等(円)	算定額合計 (円) G = B × C + D + E + F	
A	B	C	D	E	F		H

対象経費の実支出額 I = A - H	補助金の額 J	奈良市補助額 K = J	奈良市補助金 受入済額 L	差引過不足額 M = J - L

- (注) 1 A欄には、スプリンクラー等整備費の額を記入すること。
 2 B欄の、延べ床面積については、小数点第1位を四捨五入すること。
 3 J欄には、A欄、G欄、I欄の金額を比較していずれか低い額を記入すること。

附 則

この告示は、平成28年9月29日から施行する。
(平成28年9月29日揭示済)

奈良市告示第644号

奈良市国民健康保険一般被保険者返納通知書を送付しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市保健福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年9月29日

奈良市長 仲川元庸

- 1 この通知書の発送年月日
平成28年7月12日・平成28年8月12日
- 2 送達を受けるべき者
別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

(平成28年9月29日揭示済)

奈良市告示第645号

平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書兼納入通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、保健福祉部保険医療室福祉医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成28年9月30日

奈良市長 仲川元庸

1 この通知書の発送年月日	平成28年7月15日
2 送達を受けるべき者	省略

1 この通知書の発送年月日	平成28年7月15日
2 この公示送達により変更する納期限	変更前 平成28年8月1日 平成28年8月31日 平成28年9月30日
	変更後 平成28年10月31日
3 送達を受けるべき者	省略

(平成28年9月30日揭示済)

奈良市告示第646号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告いたします。

平成28年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務名 COOL CHOICE普及啓発事業企画・運営業務委託
 - (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 契約締結日から平成29年2月28日（火）まで
 - (4) 担当課 奈良市環境部環境政策課
電話 0742-34-4591

以下省略

(平成28年9月30日揭示済)

奈良市告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成27年10月20日 奈良市指令都整開 第15A-26号
平成28年6月30日 奈良市指令都整開 第15A-26-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年9月30日 第1541号
公共施設 平成28年9月30日 第733号
- 3 開発区域に含まれる地域
(I工区)
奈良市左京五丁目4番2、12番の一部及び15番の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市淀川区宮原一丁目6番1号
セキスイハイム近畿株式会社
代表取締役 八木 健次
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 消火栓
奈良市左京五丁目12番の一部
(平成28年9月30日揭示済)

奈良市告示第648号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成28年9月30日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成28年7月6日 奈良市指令整開 第16A-4号
平成28年9月16日 奈良市指令整開 第16A-4-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成28年9月30日 第1542号
公共施設 平成28年9月30日 第734号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市秋篠町1347番1、1348番1、1348番4、1348番5、1349番3、1349番7、1350番1、1350番3、1354番、1355番1、1356番1、1585番2、1587番1、1647番、1722番、1723番、1724番、1725番2、1755番及び1756番
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
第一福岡ビルS館4階
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 緑地 奈良市秋篠町1347番1の一部及び1349番7の一部
 - (2) 防火水槽 奈良市秋篠町1354番の一部
 - (3) 調整池 奈良市秋篠町1348番5の一部、1349番3の一部、1350番1の一部、1354番の一部、1355番1の一部、1585番2の一部、1723番の一部、1724番の一部及び1725番2の一部
(平成28年9月30日揭示済)

奈良市告示第649号

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。
平成28年9月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱を廃止する告示

奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱（平成16年奈良市告示第289号）は、廃止する。

附則
(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の前にこの告示による廃止前の奈良市不妊に悩む方への特定治療支援事業費助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定に基づきなされた申請に係る特定不妊治療の助成金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。
(平成28年9月30日揭示済)

奈良市告示第650号

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱を廃止する告示を次のように定める。
平成28年9月30日

奈良市長 仲川 元庸

奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱を廃止する告示
奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱（平成23年奈良市告示第507号）は、廃止する。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の前にこの告示による廃止前の奈良市一般不妊治療費等助成金交付要綱（以下「旧要綱」という。）第6条の規定に基づきなされた申請に係る一般不妊治療費等助成金の交付については、旧要綱の規定は、なおその効力を有する。

(平成28年9月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成28年9月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 柿 本 元 気
同 東久保 耕 也

保護第一課（くらしと仕事支援室を含む）、保護第二課
監査結果公表日 平成28年6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成28年9月27日

【監査の結果】	【措置の内容】
(2) 職員（1名）が市外出張したが、旅費を支給していなかった。職員等の旅費に関する条例に則り、適正な事務処理を行われたい。	(2) 未支給の旅費については、当該職員に対して支給しました。今後は、職員等の旅費に関する条例に則り、適正な事務処理を行います。

健康増進課

監査結果公表日 平成28年6月29日

(奈良市監査委員告示第13号)

措置結果通知日 平成28年9月26日

【監査の結果】	【措置の内容】
(1) 水切りネット等を購入した納品書に貼付されているレシートの日付よりも後の日付で支出負担行為何書を起票し、同日に決裁を受け、発注を行っている事例があった。支	(1) 需用費の執行については、奈良市会計規則第24条第1項の規定に則り、契約締結のときに支出負担行為を整理するよう徹底しました。今後は、適正な事務処

出負担行為は、地方自治法第232条の3に規定されているとおり、支出の原因となるべき契約その他の行為であることから、当該契約日は購入を行った日であり、支出負担行為を行わず契約を締結したことになる。奈良市会計規則第24条第1項の規定に則り、需用費の執行については、契約締結のときに支出負担行為を整理するよう、適正な事務処理を行われたい。

理を行います。

(2) 4か月児健康診査技術委託料の単価契約(予算額1,000万円以上)において、所管課長が予定価格を決定していた。「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」では、当該予定価格決定者は、次長職以上の職員となっている。適正な契約事務を行われたい。

(2) 4か月児健康診査技術委託料の単価契約(予算額1,000万円以上)について、「予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領」に定めるとおり、平成28年度から次長職以上の職員を予定価格決定者としました。

(平成28年9月29日揭示済)

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点	備考
鶴舞西第1幹線-47	奈良市百楽園五丁目2818番112	奈良市百楽園五丁目2814番4	①
中登美ヶ丘幹線-34	奈良市押熊町2063番1	奈良市押熊町2058番1	②
中登美ヶ丘幹線-35	奈良市押熊町2063番1	奈良市押熊町2058番1	②
山陵第2幹線-106	奈良市山陵町2110番	奈良市山陵町2079番	③
あやめ池北幹線-160	奈良市あやめ池北一丁目1327番3	奈良市あやめ池北一丁目1343番24	④
西大寺南幹線-270	奈良市若葉台三丁目1988番	奈良市若葉台三丁目1987番1	⑤
平松幹線-108	奈良市平松三丁目212番2	奈良市平松三丁目212番1	⑥
五条幹線-238	奈良市平松五丁目620番9	奈良市平松五丁目632番1・632番2	⑦

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成28年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第64号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

公 営 企 業

奈良市企業局告示第63号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成28年9月1日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成28年9月15日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市百楽園五丁目、押熊町、山陵町、あやめ池北一丁目、若葉台三丁目、平松三丁目及び平松五丁目の各一部
- 2-2 公共汚水樹設置申請のうち、供用を開始する箇所
奈良市登美ヶ丘六丁目805番28、あやめ池南一丁目1106番119、四条大路五丁目1034番4、1035番1、四条大路五丁目1034番3及び白毫寺町748番37

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

口径25耗鉛給水管布設替工事、奈良市神功四丁目・神功五丁目地内他8件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第65号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 緑ヶ丘浄水場PAC受入槽更新工事
- 2 工事場所 奈良市奈良阪町地内
- 3 工事期間 契約の日から平成29年2月28日まで
- 4 工事概要 PAC受入槽(FRP製、40㎡)……2台
- 5 予定価格 27,027千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 22,257千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第66号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

名称	代表者氏名	所在地	指定日
(株)信幸	代表取締役 村田 克彦	奈良県大和郡山市美濃庄町711番地の1	平成28年8月31日

(平成28年9月8日揭示済)

奈良市企業局告示第68号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成28年9月12日から2週間、本市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成28年9月9日

奈良市公営企業管理者
池田修

賦課対象区域

- (第2負担区)
- 法華寺町の一部
- 五条三丁目の一部
- 五条西一丁目の一部
- 西大寺芝町二丁目の一部

行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年9月1日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 西部地域濁度計更新工事
- 2 工事場所 奈良市朱雀一丁目地内 他3箇所
- 3 工事期間 契約の日から平成29年2月28日まで
- 4 工事概要 既設濁度計の撤去及び新設濁色度計の据付……各所 1台 計4箇所(計4台)
- 5 予定価格 11,057千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限基準価格 9,951千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年9月1日揭示済)

奈良市企業局告示第67号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年9月8日

奈良市公営企業管理者
池田修

中町の一部

三碓七丁目の一部

杏町の一部

(平成28年9月9日揭示済)

奈良市企業局告示第69号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2の規定に基づき、宿日直窓口収納業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成28年9月13日

奈良市公営企業管理者
池田修

宿日直窓口収納業務を委託する者

奈良市芝辻町四丁目6-2
南都ビルサービス株式会社
代表取締役 田畑 晴敏

(委託期間) 平成28年6月1日～平成29年3月31日
(委託場所) 奈良市法華寺町264番地1 奈良市企業局
(平成28年9月13日揭示済)

奈良市企業局告示第70号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年9月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

公共下水道築造工事(管)及び口径50耗配水支・枝管移設工事、奈良市山町地内他 他1件(工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成28年9月15日揭示済)

奈良市企業局告示第71号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年9月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 木津浄水場汚泥引抜きポンプ更新工事
- 2 工事場所 京都府木津川市鹿背山地内
- 3 工事期間 契約の日から平成29年2月28日まで
- 4 工事概要 汚泥引抜きポンプ……2台
現場操作盤………1面
- 5 予定価格 6,794千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- 6 最低制限基準価格 5,529千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年9月15日揭示済)

奈良市企業局告示第72号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成28年9月15日

奈良市公営企業管理者

池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 木津浄水場高速ろ過池真空ポンプ更新工事
- 2 工事場所 京都府木津川市鹿背山地内
- 3 工事期間 契約の日から平成29年2月28日まで
- 4 工事概要 真空ポンプ据付撤去……1台
- 5 予定価格 2,148千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- 6 最低制限基準価格 1,636千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年9月15日揭示済)

奈良市企業局告示73号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成28年9月15日

奈良市公営企業管理者
池田修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 大安寺第1処理分区管渠改築工事
- 2 工事場所 奈良市三条松町地内
- 3 工事期間 契約日から平成29年3月24日まで
- 4 工事概要 製管工法による合流式下水道管渠の管渠更生工
既設管径1200mm L=149.4m
マンホール改良工 3箇所
小型マンホール設置工 1箇所
管渠前処理工 一式

- 5 予定価格 58,679千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- 6 最低制限モデル型算出価格 46,172千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成28年9月15日揭示済)

奈良市企業局告示第74号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成28年9月29日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社ハウスパートナー	代表取締役 村上 正和	大阪府大阪市浪速区恵美須西一丁目3番3号	平成28年9月28日

(平成28年9月29日揭示済)

消 防

奈良市消防局告示第4号

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の4第1項の規定により次のとおり命令をしたので、奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）第32条第1項の規定により公示します。

平成28年9月6日

奈良市消防局長 酒井 孝 師

対象物所在地 奈良市高畑町915番地

対象物名称 八木酒造株式会社

命令を受けたもの 八木酒造株式会社

代表取締役 八木 威樹

上記対象物については、消防法第17条第1項違反と認められるので、消防法第17条の4第1項の規定に基づき、次のとおり命令します。

命令事項

- 平成29年1月31日までに、西棟に屋内消火栓設備を設置すること。（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第11条第1項第2号）
- 平成29年1月31日までに、西棟及び東棟に自動火災報知設備を設置すること。（消防法施行令第21条第1項第4号）

(平成28年9月6日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第50号

奈良市青少年野外活動センターの指定管理者を公募しますので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第2条の規定により、次のとおり告示します。

平成28年9月2日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 公の施設の所在地及び名称
奈良市阪原町25番地の1
奈良市青少年野外活動センター
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 奈良市青少年野外活動センターの事業の実施に関すること。
 - 奈良市青少年野外活動センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - 奈良市青少年野外活動センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

3 指定予定期間

平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

4 指定申請の方法

(1) 指定申請書等の配布及び提出場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

(2) 申請期間

平成28年9月5日から平成28年9月30日まで

(3) 提出書類

奈良市青少年野外活動センター指定管理者指定申請書に、次の書類を添えて提出してください。

ア 奈良市青少年野外活動センター指定管理者事業計画書

イ 奈良市青少年野外活動センター指定管理者収支予算書

ウ 団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し）

エ 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

オ 団体の現事業年度の事業計画書、収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類

カ 団体の役員名簿

キ 団体が平成27年度分の法人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ク 団体の代表者が平成27年度分の個人市町村民税の滞納がない旨の証明書

ケ 業務の再委託を行わせる場合、暴力団及び暴力団関係者を再委託先としない旨の誓約書

コ 事業提案書

サ 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書及び共同体による指定管理者の指定の申請の手續に係る委任状

5 その他

その他の詳細は、奈良市青少年野外活動センター指定管理者募集要項によります。

6 問い合わせ先

奈良市教育委員会事務局教育総務部生涯学習課

電話0742-34-5471

(平成28年9月2日揭示済)

奈良市教育委員会告示第51号

平成28年9月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成28年9月7日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成28年9月9日(金)
午後4時30分から
- 2 場所
奈良市役所 北棟6階 第23会議室
- 3 会議に付すべき事案
議事
議案第33号 教職員の人事について
傍聴受付は、開催日の午後3時30分から午後4時20分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年9月7日揭示済)

奈良市教育委員会告示第52号

平成28年9月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成28年9月21日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成28年9月27日(火)
午前10時から
- 2 場所
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 会議に付すべき事案
教育長報告
(1) 平成28年度9月補正予算要求内示額について
(2) 西部図書館の臨時休館について
議事
議案第34号 人事異動について
議案第35号 奈良市文化財保護審議会委員の委嘱について
議案第36号 奈良市通級指導教室設置要綱の一部改正について
- その他
(1) 奈良市教育委員会の後援・共催にかかる事業について 8月～9月
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年9月21日揭示済)

奈良市教育委員会告示第53号

平成28年9月臨時教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成28年9月28日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 日時
平成28年9月30日(金)
午前9時30分から
- 2 場所
奈良市役所 北棟5階 第20会議室
- 3 会議に付すべき事案
教育長報告
(1) 人事について
議事
議案第38号 人事について
議案第39号 指導主事等の人事について
議案第40号 職員の事務従事について
傍聴受付は、開催日の午前8時30分から午前9時20分までです。定員は5名で、定員になり次第締切させていただきます。

(平成28年9月28日揭示済)

奈良市教育委員会告示第54号

奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年9月29日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

奈良市通級指導教室設置要綱の一部を改正する告示
奈良市通級指導教室設置要綱(平成20年奈良市教育委員会告示第43号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「行なう」を「行う」に改める。

第2条の表に次のように加える。

奈良市立三笠中学校通級指導教室 ステップ教室(LD等発達障害)	奈良市三条川西町 3番1号
------------------------------------	------------------

第3条第2項中「及び市内の幼稚園に在籍する幼児で前項各号に該当するものの保護者及び当該児童等又は幼児の在籍する学校園」を「の保護者及び当該児童等の在籍する学校」に改める。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

(平成28年9月29日揭示済)

選挙管理委員会**奈良市選挙管理委員会告示第38号**

平成28年9月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第

80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成28年9月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,117人

6分の1の数 50,974人

3分の1の数 101,947人

(平成28年9月2日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第18号

奈良市農業委員会平成28年9月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成28年9月7日

奈良市農業委員会
農地部会長 今 中 初 雄

- 1 日時
平成28年9月14日（水） 午前9時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (4) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（8月専決処理分）
 - (5) 水田利用転換届出について（8月専決処理分）
 - (6) 知事許可について（8月許可分）

(平成28年9月7日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。